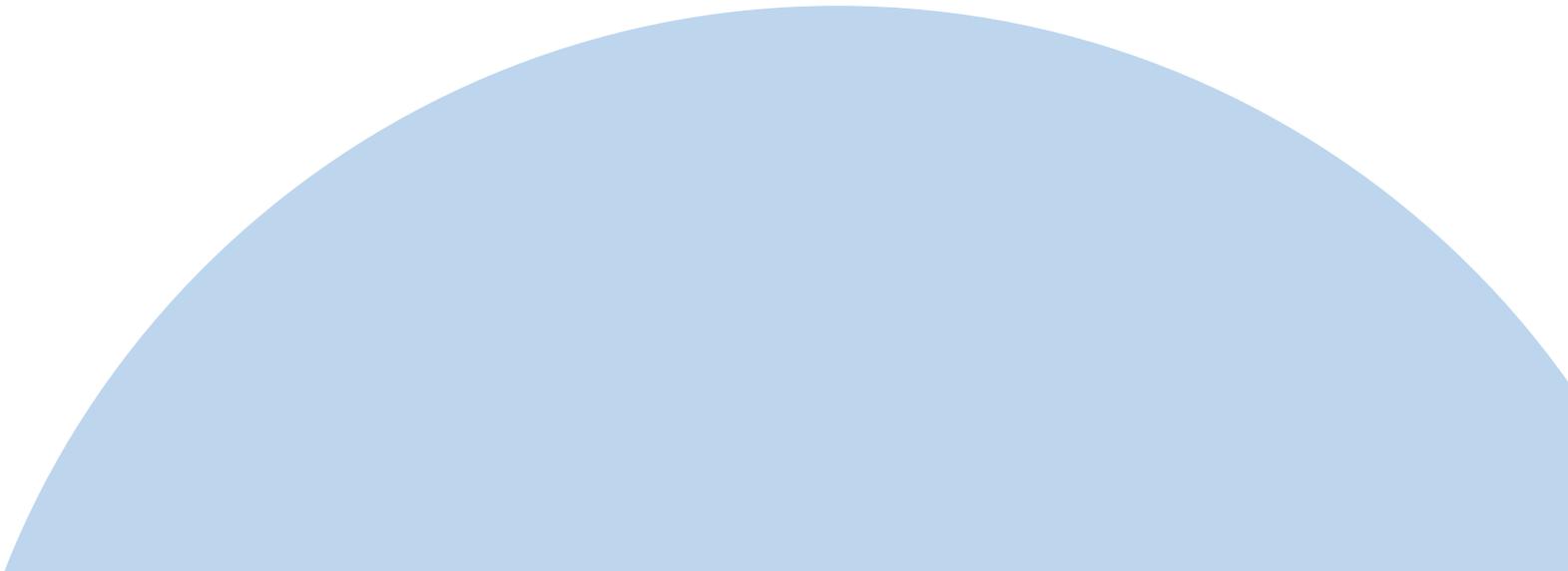
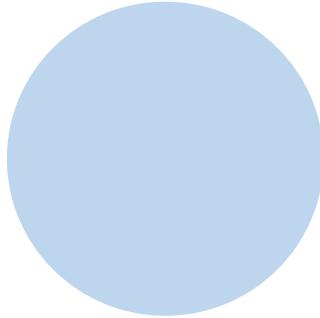




第1章 計画の概要

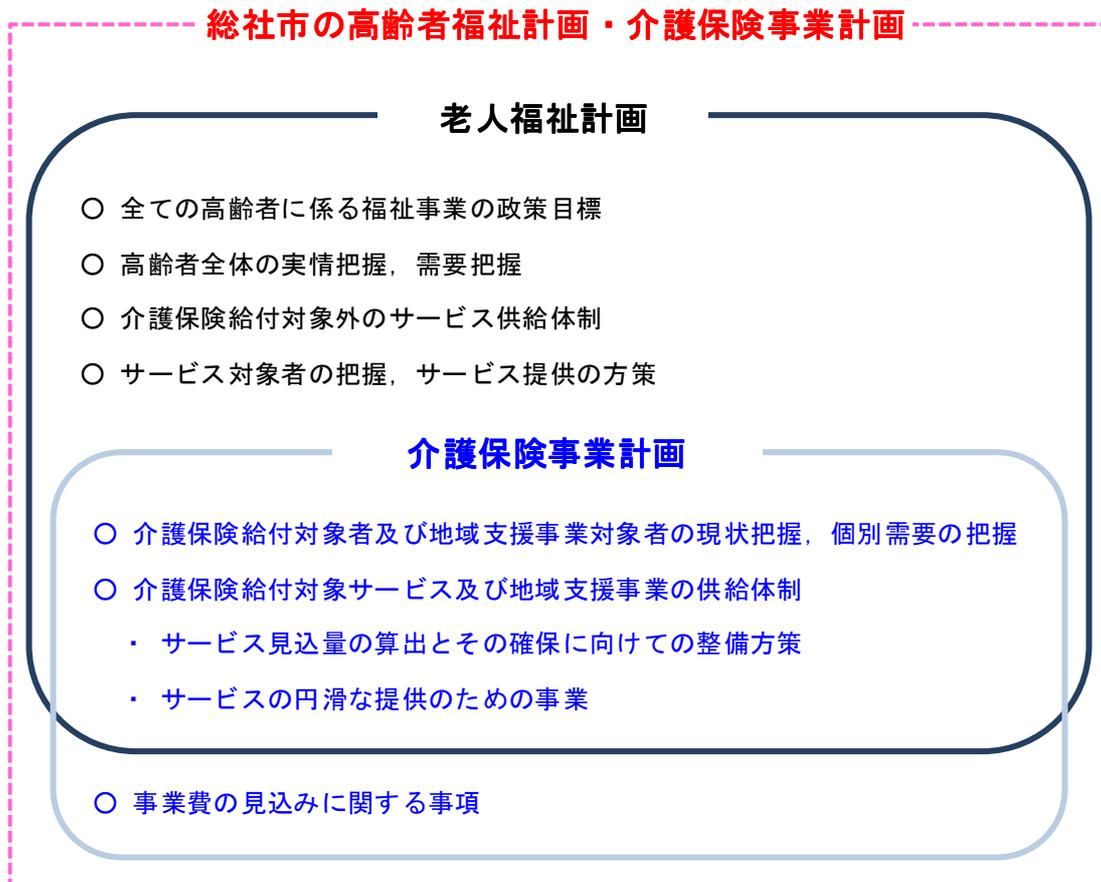


1. 計画策定の趣旨

この計画は、高齢化が進展し、平成 37 年（2025 年）には、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）になることを踏まえ、本市における高齢者が真に必要なとする介護・福祉を確保し、もって、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するための指針とする趣旨で策定したものです。

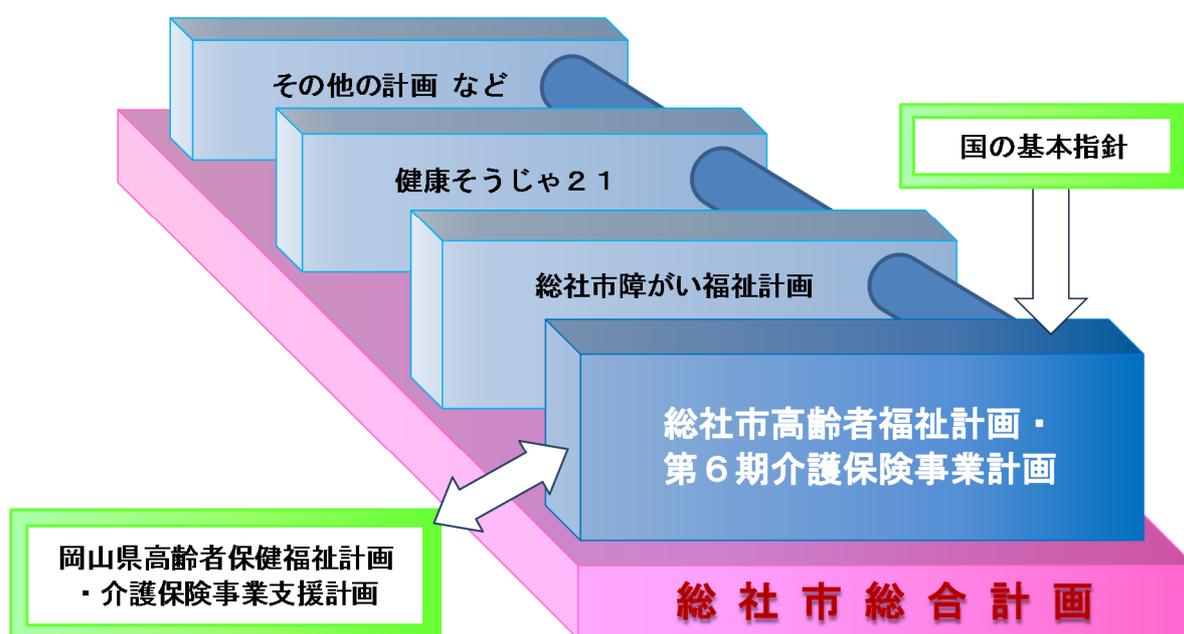
なお、この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に定める「市町村老人福祉計画」及び、介護保険法第 117 条に定める「市町村介護保険事業計画」に位置付けられるものです。

図表 1 老人福祉計画と介護保険事業計画の関係



両計画の見直しにあたっては、国の定める基本指針を踏まえた上で、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」をはじめ、「総社市総合計画」「健康そうじゃ21」「総社市障がい福祉計画」等、各種関連計画との整合を図ります。

図表 2 計画の位置付け



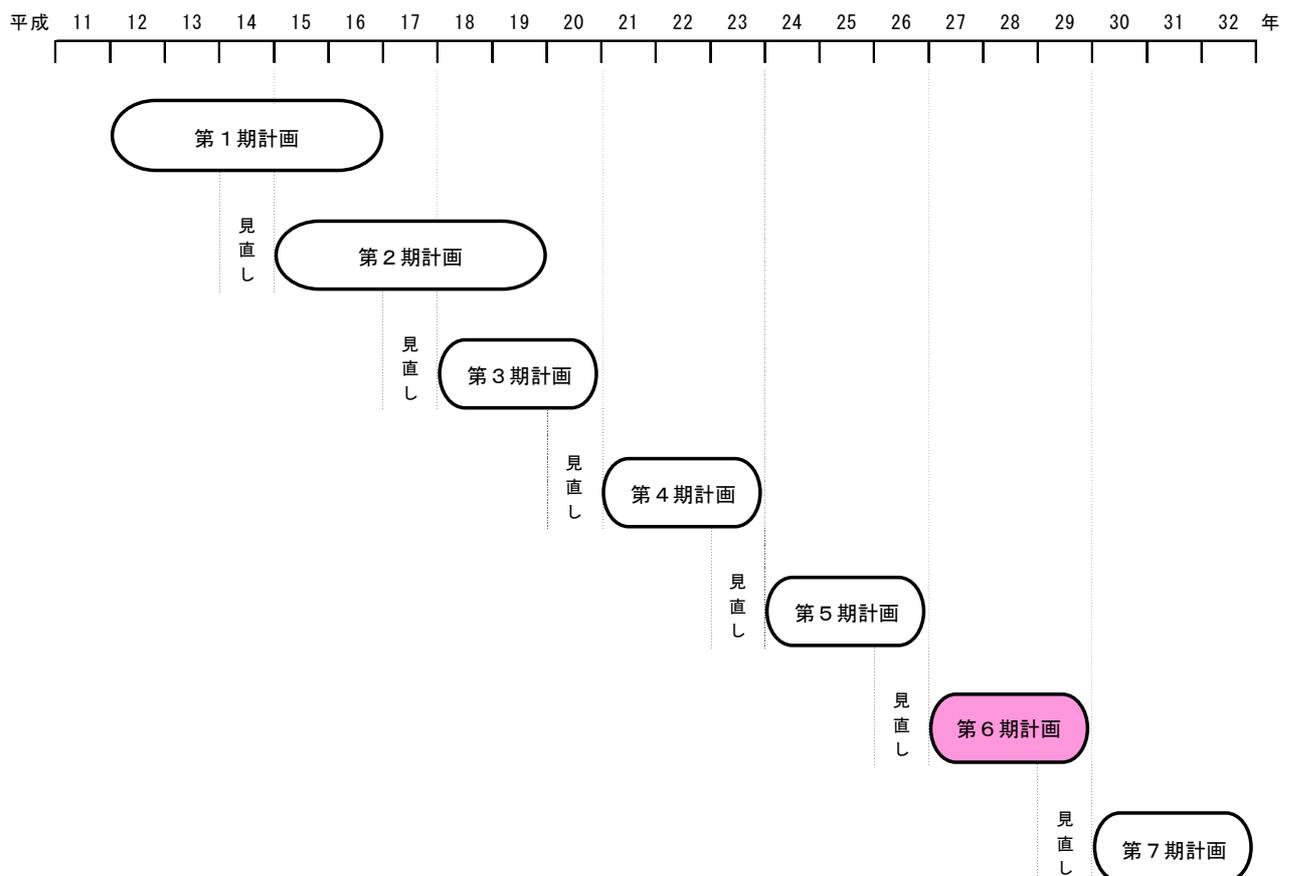
【2025年問題とは】

- 団塊の世代が2025年までに後期高齢者（75歳以上）に達する事により、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念される問題
- 2025年の全国の高齢者人口は、約3,500万人（人口比約30%）に達すると推計されている

2. 計画の期間と進行管理

介護保険事業計画の計画期間については、介護保険法で3年を1期とすると定められています。本計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする第6期計画です。ただし、平成37年（2025年）までの10年間を見据えたサービス・給付・保険料水準も推計しつつ、中長期的な視野に立った策定を行うとともに、計画実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。

図表 3 計画の期間



3. 計画の策定体制と市民参画

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方についての計画策定にあたり、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、計画に反映させるため、以下のような取り組みを行いました。

(1) 総社市日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の日常の生活状況や健康状態等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、「総社市日常生活圏域ニーズ調査」を行いました。

- ・ 調査名称 …… 総社市日常生活圏域ニーズ調査
- ・ 調査地域 …… 市内全域
- ・ 調査対象 …… 65歳以上の市民
- ・ 調査方法 …… 郵送による調査票の配布・回収
- ・ 調査期間 …… 平成26年2月28日～3月31日
- ・ 抽出方法 …… 層化抽出法（65歳以上の方を3歳刻みに抽出）
- ・ 調査対象者数 … 5,850人
- ・ 有効回収数 …… 4,281人
- ・ 有効回収率 …… 73.2%

(2) 計画素案の公表，市民からの意見募集

計画素案を広く市民に公表し、意見募集（パブリックコメント）を行いました。

- ・ 実施期間 …… 平成27年1月16日～2月6日
- ・ 実施方法 …… 市ホームページによる公表及び市役所・支所・出張所での閲覧

(3) 総社市介護保険運営協議会での検討

計画策定において、被保険者をはじめとする住民各層の意見を反映させるため、「総社市介護保険運営協議会」に諮りました。

この会議には、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、公募による被保険者代表等にも委員（委員名簿は資料編参照）として参画いただき、様々な見地から議論いただきました。

4. 基本理念と政策のキーワード

(1) 基本理念

住み慣れた地域で
安心していきいきと暮らせるまち

総社市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画では、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念に、取り組みを推進してきました。

この基本理念は10年後を見据えた今なお価値を持つものであり、本市の目指す姿を端的に表していることから、第6期計画においても、第5期計画の基本理念を継承することとします。

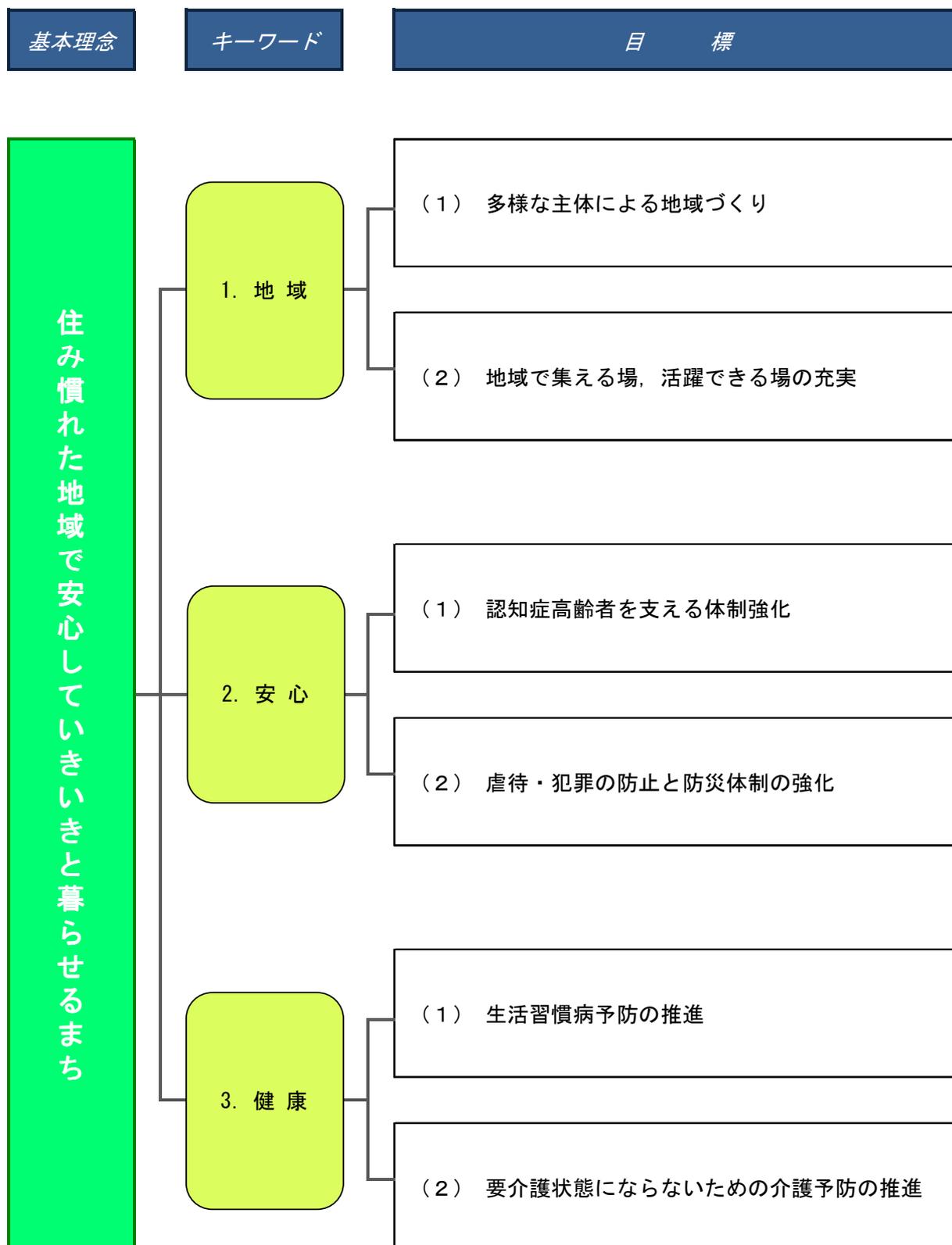
(2) 政策のキーワード

1. 地 域
2. 安 心
3. 健 康

基本理念の実現を目指すにあたり、「地域」「安心」「健康」の3つのキーワードを設定、キーワードごとに目標を設定し、施策を展開します。

なお、具体的な取り組み内容については、第3章で示します。

図表 4 計画の体系



5. 地域包括ケアシステム

大幅に増える高齢者の生活を守りつつ、制度を安定的に持続させるためには、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、地域の実情に応じて構築していく必要があります。

本市の高齢者施策を実施するにあたり、この「地域包括ケアシステム」をより現実のものとするための取り組みを推進します。

(1) 本市の目指す地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つの視点での取り組みが、包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合わせによるサービスの提供）かつ、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じた切れ目ないサービスの提供）に行われる仕組みであり、本市では、次の3点を基本として構築を目指します。

■ 住まいと住まい方

まず何よりも「住まい」が確保されていることが前提です。保健福祉施策と住宅施策を連携させ、住み慣れた住居のほか、施設や医療機関、サービス付き高齢者向け住宅など、一人ひとりの身体や財産の状況にふさわしい「住まい」が用意され、ライフステージに合わせて住み替えのできる環境の実現を目指します。

■ 生活支援

身体機能の低下や経済的な理由、家族関係の変化などによって従来どおりの生活が維持できなくなった場合は、生活支援が必要となります。「生活支援」は、専門事業者によるサービスだけでなく、見守りや交流の機会、出かける場の確保、地域住民同士のちょっとした手助けなど様々です。本市としては、互助・共助を基本とした生活支援がどこの地域でも行われ、誰でもその支援を受けられることで、できるだけ介護サービスを要せずに自立した生活ができるように施策を展開していきます。

■ 医療・介護・予防

「住まい」と「生活支援」によって、自立した生活を確保するとともに、一層の安心、いざというときの備えとして、「医療」「介護」「予防」等、専門的サービスを必要とする方にしっかりと提供できる環境を整備します。

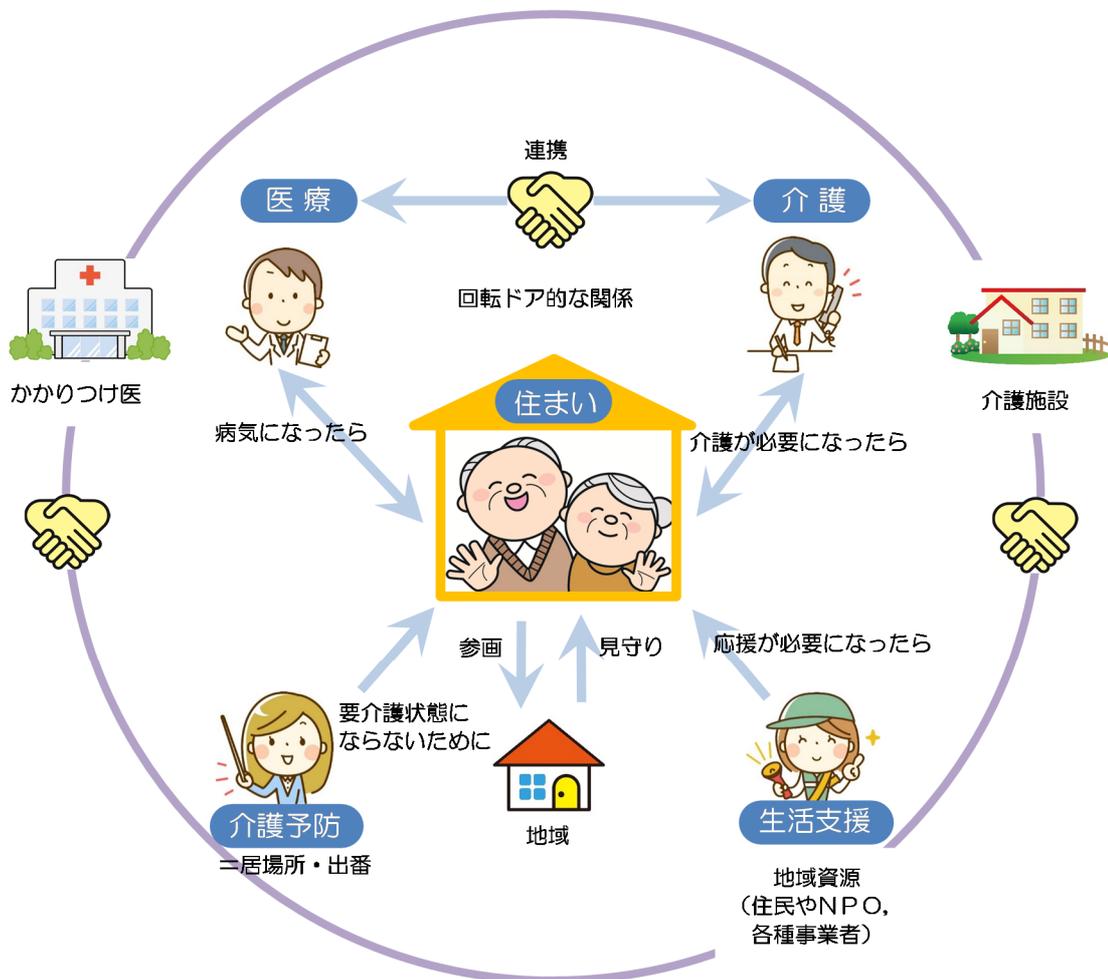
「医療」と「介護」については、在宅医療を実施する医療機関や訪問看護ステーション、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどが協働して連携を図る関係を構築していきます。

「予防」については、1人でも多くの方が要支援・要介護に至らず、高額な医療費を要さず健康に過ごせることを目指し、生活習慣病やロコモティブシンドロームの予防に力を入れていきます。

※ ロコモティブシンドロームとは

- ・ 運動器の障がいによって日常生活で人や道具の助けが必要な状態、又はその一歩手前の状態をいう（運動器症候群）

図表 5 地域包括ケアの仕組み



(2) 地域包括ケアシステム構築のための取り組み

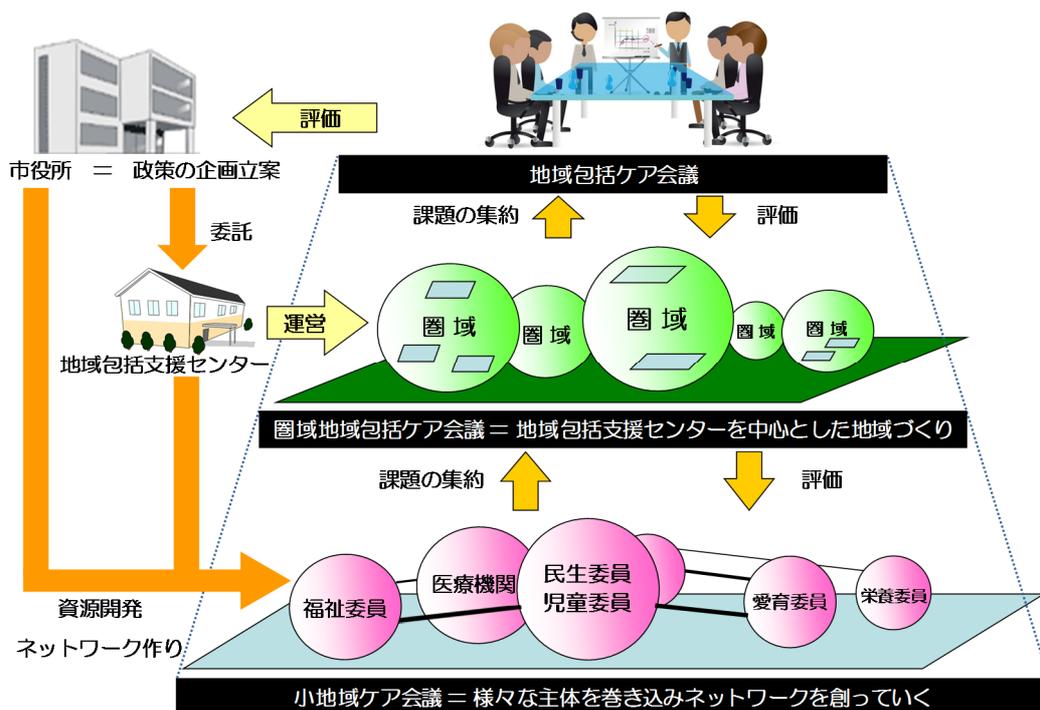
本市では、市民が要介護状態とにならないよう、また、たとえ要介護状態となっても、自分らしく自立した生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムづくりを推進します。

この体制は、「小地域ケア会議」を基礎単位とし、小地域から圏域、圏域から市内全域へと繋がる三層構造となっており、重層的な地域包括ケアとネットワークの構築、社会資源の発掘・開発を推進するものです。

現在、地域の担い手は70代が中心となっており、20代から40代の若い世代は勿論のこと、今後地域の担い手になっていただくべき50代・60代との関係構築ができていないのが現状です。これからの地域づくりには、これまで地域に関わってこられなかった方を含め、より多くの方々を巻き込み、繋げていくことが急務です。

本市では、「繋がる」地域づくりを目指し、今後高齢者となる50代・60代の方々の地域づくり参画を推進するとともに、高齢者も役割や生きがいを持って地域で貢献できる「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

図表 6 三層構造の地域包括ケア会議のイメージ



6. 地域で高齢者福祉を担う主体と役割

本計画を推進し、いきいきと健康で、支え合うまちづくりを進めるためには、行政のみでなく、市民や地域組織、ボランティア団体、NPOなど、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、ともに力を合わせて活動する「協働」の取り組みを浸透させることが必要です。

そこで、地域で高齢者福祉を担う主体ごとの役割を明確にし、相互の連携と協働によって地域一丸となって高齢者福祉に取り組むべく、各主体が担う主な役割を、以下のとおりとします。

(1) 高齢者

高齢者自らが高齢期のライフプランを持ち、介護予防の取り組みを積極的に実行するとともに、生活習慣の改善や、健康診断による身体機能のチェックを定期的に行うなど、日常生活における習慣付けに努めます。

また、一人ひとりが地域を支える重要な一員であるとの認識を持ち、これまで培ってきた豊富な知識・経験を地域に還元することで、自身の生きがいを見出すとともに、社会との繋がりを広げることに努めます。

(2) 住民

「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」は、住民一人ひとりの理解と積極的な参画により実現するものです。

高齢化が進む中で、地域住民による支え合い・見守りの必要性は高まってきており、介護保険制度の仕組みを理解するとともに、支援が必要な人にも気軽に手を差し伸べられるよう、地域づくりのための主体的な役割を担います。

(3) 地域（地域組織・ボランティア団体・NPO等）

本計画に掲げる基本理念を実現するためには、地域組織やボランティア団体、NPOなど、多様な主体がそれぞれの特徴を活かして役割を果たすことが重要です。

生きがいづくりや健康づくり、ネットワークづくり、仲間づくり、支え合い・支援活動など、それぞれの取り組みや活動を通じて「地域力」を高め、他の主体と連携しながら地域を支えます。

(4) 総社市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者に関わる問題の総合相談窓口としての機能を果たすとともに、高齢者の状態に応じて、包括的・継続的なケアマネジメントを適切に実施することで、地域における介護予防の拠点としての役割を担います。

また、高齢者が適切な保健福祉サービスを受けることができるよう、関係機関との調整を図るコーディネーターとして、地域包括ケアシステムの中核的役割を担います。

(5) 総社市社会福祉協議会

総社市社会福祉協議会は、地域社会における多様な住民活動の橋渡し役となり、住民主体による支え合いの地域社会の実現、地域の福祉力の向上を支援します。

また、住民が自らの持てる力を発揮できるよう、協働を基調としながら地域福祉を推進します。

(6) 行政（総社市）

行政（総社市）は、高齢者福祉施策及び介護保険施策を総合的に推進し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防の支援を行います。

また、保険者として、介護保険事業の適正な運営を行うとともに、介護保険制度や介護サービスに関する情報提供や開示に努めます。

さらに、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、地域包括ケアの実現を目指した地域社会の仕組みづくりや環境づくりに取り組みます。

